

令和3年度 神奈川県観光客受入環境整備費補助金 募集要項

神奈川県国際文化観光局観光課

募集期間 令和3年8月16日（月）から9月30日（木）17時まで
（予算がなくなり次第締め切ります。）

目次

1	趣旨	・ ・ ・	P 1
2	補助の対象とする事業	・ ・ ・	P 1
3	申請できる者	・ ・ ・	P 2
4	補助事業の実施期間	・ ・ ・	P 3
5	補助対象経費等	・ ・ ・	P 3
6	交付申請書の提出	・ ・ ・	P 6
7	手続きの流れ	・ ・ ・	P 7
8	交付申請に関する留意事項	・ ・ ・	P 8
9	採択の基準	・ ・ ・	P 10
10	実績報告に関する留意事項	・ ・ ・	P 10
11	各補助事業における留意事項	・ ・	P 10
12	Q & A、交付要綱等の掲出先	・ ・	P 11
13	その他	・ ・ ・	P 11
14	問合せ先	・ ・ ・	P 11
	神奈川県観光魅力創造協議会観光資源一覧	・ ・ ・	別紙

神奈川県観光客受入環境整備費補助金は、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）、神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの募集要項に基づき交付します。

※ 要綱（様式含む。）等は県ウェブサイトでご確認ください。

1 趣旨（要綱第1条関係）

国内外の観光客が神奈川県内に安全に安心して滞在できる受入環境、又は外国人観光客が県内の観光資源を快適に周遊できる受入環境の整備を促進するため、施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

昨年度までは、「神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金」の名称で、「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」を補助の対象としてきましたが、今年度は、「国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業」を新たに補助の対象に加えるなどの見直しを行い、補助金の名称も「神奈川県観光客受入環境整備費補助金」に変更しています。

2 補助の対象とする事業（要綱第3条関係）

補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の「国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業」及び「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」です。

ただし、観光庁が所管する「観光振興事業」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」（以下「国補助制度」という。）において、国の認定を受けた事業、国の計画に位置付けられた事業又は補助金の交付決定を受けた事業は、補助の対象外とします。（8ページの「8 交付申請に関する留意事項」の「(1) 国補助制度対象の可能性」参照）

(1) 国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業

観光施設（※¹）や宿泊施設に対し、補助事業者が主体となって取り組む次の事業です。ただし、宿泊施設に対して取り組む事業は、「イ」に限ります。

ア 感染症対策として行う、混雑状況の「見える化」システム又はトイレにおける非接触型の自動水栓若しくは自動ソープディスペンサーの整備に係る事業（以下「感染症対策整備事業」という。）

イ 災害時対応として行う、非常時において無料で利用可能なスマートフォン等携帯電話の充電スポット又は公衆無線LANの整備に係る事業（以下「災害時対応整備事業」という。）

(2) 外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業

別紙「神奈川県観光魅力創造協議会観光資源一覧」に記載の観光資源又はこれらの観光資源を周遊する間に外国人観光客が立ち寄る地点若しくは施設に対し、補助事業者が主体となって取り組む次の事業です。

ア 観光資源について、入場料等を除き、外国語表記を用いて、無料でその所在を案内

するもの又はその由来等を紹介若しくは説明するものの整備に係る事業（以下「外国語表記整備事業」という。）

イ 無料で利用が可能なトイレの整備に係る事業（以下「トイレ整備事業」という。）

ウ 自動翻訳機の整備に係る事業（以下「自動翻訳機整備事業」という。）

※¹ 観光施設は、県内の次表に掲げる施設をいいます。

神社、寺院、又は教会	文化財を所蔵・附带している、又は建築物や境内（庭園を含む）に歴史的・文化的な要素があるもの
城跡、城郭、又は宮殿	軍事又は行政府等としての目的で建造されたもの
庭園又は公園	鑑賞、散策等のために造成されたもの
動植物園又は水族館	動植物を飼育・栽培し、展示しているもの
博物館又は美術館	歴史的資料、科学的資料、美術作品又はコレクション等を展示しているもの
テーマ公園又はテーマ施設	特徴的な概念、テーマ等を表現し、それらを観光客が体験するために作られたもの
観光案内所	観光名所等の観光に関する様々な情報を提供する施設
観光拠点情報・交流施設	観光名所に関する情報及び地域との交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設

3 申請できる者（要綱第2条関係）

(1) 国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業

ア 感染症対策又は災害時対応を推進しようとする法人格を有する観光施設設置事業者（※²）

イ 災害時対応を推進しようとする法人格を有する宿泊事業者（※³）

(2) 外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業

ア 外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊を促進させようとする法人格を有する民間事業者（宿泊事業者は除く。）

イ 外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊を促進させようとする法人格を有しない権利能力なき社団（※⁴）（宿泊事業者は除く。）

※² 観光施設設置事業者とは、観光施設を設置する者で、国及び地方公共団体は除きます。

※³ 宿泊事業者とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内の宿泊施設において旅館業を営む者をいいます。ただし、次の各号に該当する者は除きます。

(ア) 国及び地方公共団体

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者

※⁴ 権利能力なき社団とは、団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している者をいいます。

4 補助事業の実施期間（要綱第8条関係）

補助金の交付決定を受けてから着手（契約）し、令和4年3月10日（木）までに整備と工事業者等への支払の両方を完了させる必要があります。

また、これらを完了した日から起算して30日を経過した日までに不備のない実績報告書を提出してください。ただし、令和4年3月31日（木）が先に到来する場合は、同日までに提出（必着）してください。

なお、交付決定前に、工事業者等と契約や発注をしてはいけません。交付決定前に契約したものは補助の対象になりません。

5 補助対象経費等（要綱第4条、第5条、別表2、別表3関係）

(1) 国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	上限額
感染症対策整備事業	観光施設設置事業者	1 混雑状況の「見える化」システムの整備 (1) カメラ、モニター等機器の購入に係る費用 (2) ネットワーク回線の設置に係る費用 (3) 設置工事費（ルート調査費、配線工事費、機器設置費、機器設定費等、システムの整備に必要と認められる費用） 2 トイレにおける非接触型の自動水栓の整備 (1) 機器の購入に係る費用 (2) 設置工事費 3 トイレにおける非接触型の自動ソープディスペンサーの整備 (1) 機器の購入に係る費用 (2) 設置工事費	2分の1	1事業者 800千円

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	上限額
災害時対応整備事業	観光施設設置事業者、 宿泊事業者、	1 スマートフォン等携帯電話の充電スポットの整備 (1) 非常用電源装置の購入に係る費用	2分の1	1事業者 800千円

		(2) スマートフォン等携帯電話の充電機器の購入に係る費用 (3) 非常用電源装置及び充電機器の整備に附随する機器の購入に係る費用 (4) 設置工事費 2 公衆無線LANの整備 (1) 無線LAN機器の購入に係る費用 (2) ネットワーク回線の設置に係る費用 (3) 設置工事費（ルート調査費、開通工事費、配線工事費、機器設置費、機器設定費など、無線LAN環境の整備に必要と認められる費用）		
--	--	---	--	--

備考 借り入れた物件に係る賃借料、人件費、土地の購入費、登記手数料及び官公庁に支払う公租公課並びに補助事業実施後に必要となる光熱水費、通信費、清掃料、機器のメンテナンス費用、賃借料等の運用経費は補助対象外とします。

(2) 外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	上限額
外国語表記整備事業	民間事業者 (宿泊事業者は除く。)	1 観光案内板の作成及び設置に係る費用 2 観光マップ、観光ガイドブック、観光パンフレット等の作成に係る費用 3 観光アプリ及び観光ウェブサイトの作成及びリニューアルに係る費用 4 音声案内ツールの整備に係る費用 5 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認めたものの整備に係る費用	2分の1	1事業者 2,000千円
トイレ整備事業	民間事業者 (宿泊事業者は除く。)	1 新設に係る費用（整地費用は除く。)	2分の1	1事業者 3,000千円

		2 建替えに係る費用（既存トイレの除去費用を含む。） 3 和式便器の洋式便器への改修に係る費用 4 便器及び手洗い場の増設に係る費用 5 内外装のリフォームに係る費用 6 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認めたものの整備に係る費用		
自動翻訳機整備事業	民間事業者（宿泊事業者は除く。）	購入に係る費用（自動翻訳機の購入費用に限る。）	2分の1	1事業者 100千円

備考 借り入れた物件に係る賃借料、人件費、土地の購入費、登記手数料及び官公庁に支払う公租公課並びに補助事業実施後に必要となる光熱水費、通信費、清掃料、機器のメンテナンス費用、賃借料等の運用経費は補助対象外とします。

○ 想定される申請例

感染症対策整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設に混雑検知センサーを設置し、混雑状況を施設内のデジタルサイネージや観光客のスマホに表示させるシステムの整備 ・トイレの手洗い蛇口の非接触型自動水栓への取換え ・トイレの手動式ソープディスペンサーの非接触型自動ソープディスペンサーへの取換え
災害時対応整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等携帯電話の充電スポット整備を目的とした蓄電池システムや発電機等の非常用電源装置及び充電機器の整備 ・宿泊施設や観光施設のロビー等における高速の無料公衆無線LANの整備
外国語表記整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ等印刷物の多言語化 ・観光施設ウェブサイトの多言語化 ・観光資源へ誘導する観光案内板の多言語化 ・外国人観光客の立寄りの多い施設に設置する観光案内板の多言語化 ・周囲の観光資源を案内等する観光アプリ・ウェブサイトの多言語化
トイレ整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の立寄りの多い施設におけるトイレの新設、建替え、和式便器の洋式便器への改修

自動翻訳機整備事業	・外国人観光客の立寄りの多い施設で使用される自動翻訳機の購入
-----------	--------------------------------

6 交付申請書の提出（要綱第6条関係）

(1) 提出期限

令和3年8月16日（月）から9月30日（木）17時まで

ただし、郵便による提出に限り、期限日までの日付の消印がある場合、期限までに提出があったものとみなします。

(2) 提出先

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送で提出してください。

【送付先】

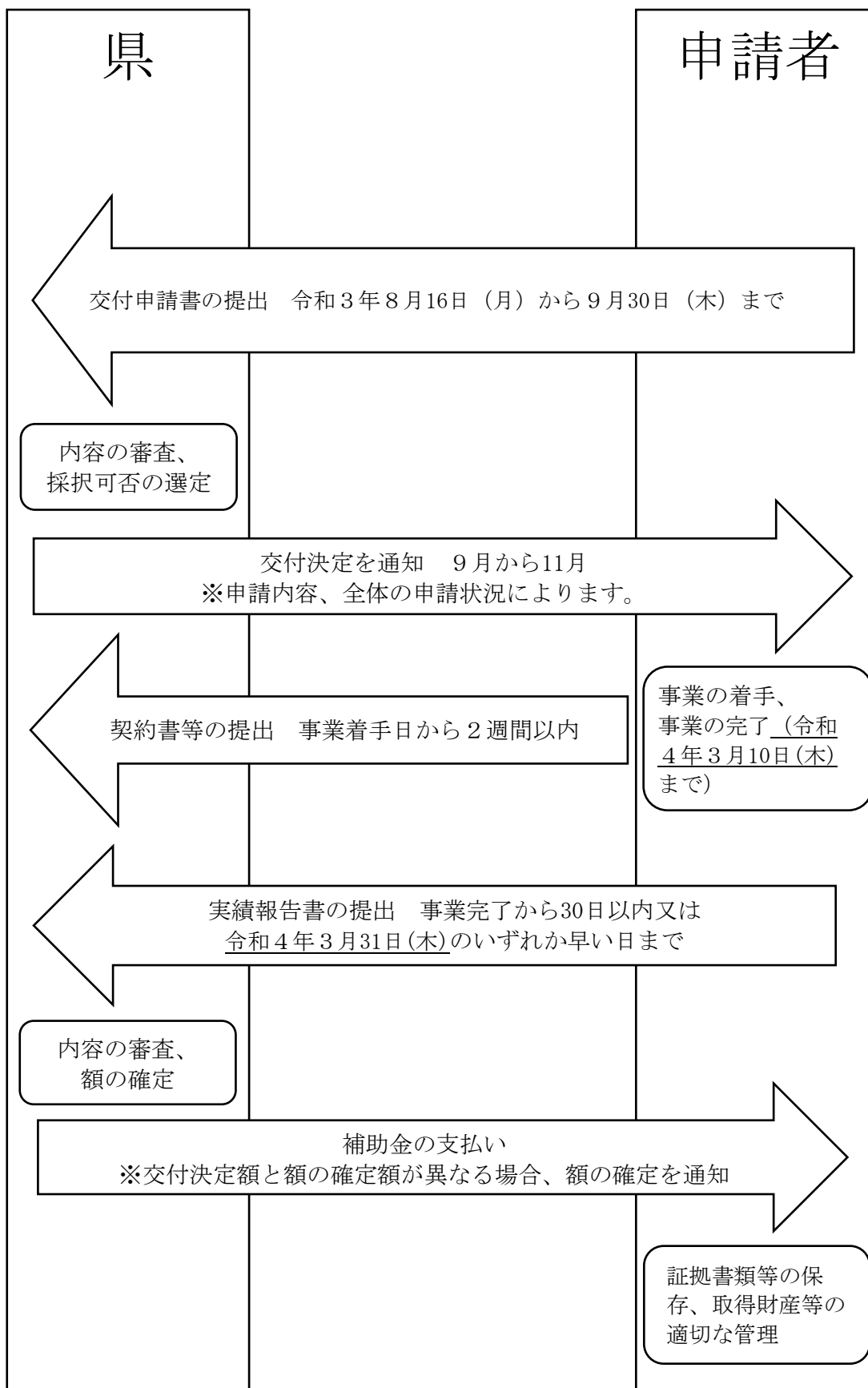
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県国際文化観光局観光課 調整グループ
令和3年度受入環境整備補助金担当

【持参の場合】

神奈川県庁 新庁舎エネルギーセンター棟1階（横浜市中区日本大通1）
最寄駅：みなとみらい線「日本大通り駅」

7 手続きの流れ

状況によって、適宜、県へ変更の申請、中止・廃止の承認申請が必要になります。



8 交付申請に関する留意事項

(1) 国補助制度対象の可能性

ア 本県補助金と一部同様の補助事業がある国補助制度として、観光庁が所管する「観光振興事業」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」があります。(※⁵)

イ 国補助制度において、国の認定を受けた事業、国の計画に位置付けられた事業又は補助金の交付決定を受けた事業は、補助の対象外となります。

ウ 国の認定を受けた、国の計画に位置付けられた又は補助金の交付決定を受けた時は、県への交付申請は書面で取り下げてください。

※⁵ 「観光振興事業」について

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000116.html (観光庁ウェブサイト)

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」について

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000121.html (観光庁ウェブサイト)

「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」について

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000307.html (観光庁ウェブサイト)

※⁵ 「観光振興事業」は、国が指定する市町村の観光地に係る事業が補助対象となっており、当該事業が、国補助制度において「旅行環境まるごと整備計画」に位置付けられている場合は、国補助制度が優先されます。本県における指定市町村は次のとおりです。

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町

※⁵ 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」は、指定市町村以外の着地型整備に積極的に取り組む地域の観光地に係る事業が補助対象となっています。なお、一部の事業では、指定市町村の観光地に係る事業も補助対象になります。着地型整備に積極的に取り組む地域は次のとおりです。

- ・地域観光資源の多言語解説整備支援事業対象地域
- ・最先端観光コンテンツインキュベーター事業実施地域
- ・SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)
- ・食・駆けるプロジェクト実施地域
- ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域(日本遺産を有する又は2021年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2021年までの策定を目指す地域等)
- ・国立公園関係地域
- ・先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業実施地域
- ・重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ・Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業実施地域
- ・2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会競技会場立地都市、ホストタウン、復興「ありがとう」ホストタウン、共生社会ホストタウン
- ・優れた着地型整備等の取り組みが行われ、顕著な実績があがっている地域
- ・エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定地域
- ・国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業支援対象地域
- ・文化クラスター形成支援事業対象地域
- ・夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業対象地域
- ・観光圏整備実施計画認定地域

(2) 交付申請書

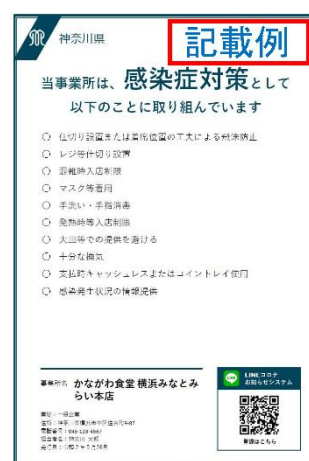
ア 要綱第3条に規定する2以上の補助事業について申請する場合は、それぞれ分けて交付申請書を提出してください。

イ 添付書類について、各事業共通として規定しているもの、個別に規定しているものがあります。(要綱第6条、別表4、別表5関係)

ウ 本補助金においては、交付申請書など全ての提出書類について、申請者の押印は不要です。

エ 要綱第8条第5号に記載のとおり、補助を受ける条件として、整備を行う施設においては、県が、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の策定する「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」により普及を促進する、「感染防止対策取組書」を掲示していただく必要があります。

この取組書は、施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を取っているかを一覧で示すことができるもので、次のURLから必要な手続きを取った上で、印刷することができます。



(神奈川県HPに掲載されている画像)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/corona/linesirase.html>

(3) 交付申請書事業計画

事業計画は、別紙(任意様式)に記載して提出することもできます。また、記載欄の幅は、適宜、拡大して作成してください。

(4) 法令遵守等

土地の規制に関する法令、借上げ建物の改修、土地利用など、事業実施に当たっては、法令の遵守及び関係者との権利関係の処理を申請者の責任において適切に行ってください。

(5) 補助金の支払額

ア 交付申請書の提出をもって、補助金の交付及び申請額の補助金の交付のいずれをも約束するものではありません。

イ 交付決定通知書に記載の交付決定額は、実績報告後に交付する補助金の上限額を示すものであり、実際に支払う金額は実績報告に基づく額の確定額となります。

ウ 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外ですので、交付申請書や実績報告書等に記載する額は税抜金額を記載してください。内税外税の別が明白でない場合、内税とみなし、相当額を除外して交付決定額を算出します。

(6) 事業の着手

ア 交付申請書の提出から交付決定まで、1か月程度(国補助制度との調整、書類の不備があれば2か月程度)要しますので、申請書の着手予定日はそれを見込むとともに、完了予定日は着手予定日を基に記載してください。ただし、完了予定日を令和4年3月10日(木)より遅くすることはできません。

※交付決定前に事業着手（契約、発注）したものは補助対象外です。交付決定後であれば、着手予定日より前でも着手してかまいません。

イ 工事業者等との契約時に、納品書等成果物の受渡しを証する書類の発行の有無の確認や発行依頼などを適切に行い、契約書の写し又は発注書の写しを事業着手（契約）日から2週間以内に提出してください。

ウ 事業着手予定日から1か月以上経過しても事業の着手をしていない時は、速やかに遅れの理由とその後のスケジュールの報告をしてください。

9 採択の基準

交付申請書の提出の早かった者を優先して採択し、予算がなくなり次第締め切ります。
また、事業計画の内容によって、採択しない（不交付決定とする）場合があります。

10 実績報告に関する留意事項

(1) 実績報告書（要綱第15条関係）

ア 添付書類について、各事業共通として規定しているものがありますので、漏れのないようにしてください。

イ 工事業者等との契約時に、納品書等成果物の受渡しを証する書類の発行の有無の確認や発行依頼などを適切に行ってください。（再掲）

(2) 実績報告書提出期限（要綱第15条関係）

補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに不備のない状態で提出してください。ただし、令和4年3月31日（木）が先に到来する場合は、同日までに提出（必着）してください。（再掲）

(3) 補助金の支払額

交付決定通知書に記載の交付決定額は、実績報告後に交付する補助金額の上限額を示すものであり、実際に支払う金額は実績報告に基づく額の確定額となります（再掲）。

なお、補助金額の確定額が交付決定額を超えることはありません。

11 各補助事業における留意事項

次に記載する留意事項については、当該補助事業が留意事項に記載している内容に合致していることが分かるよう、要綱の別表4又は別表5で定める交付申請書の添付書類を整えてください。

(1) 感染症対策整備事業

混雑状況の「見える化」システムの整備については、混雑状況を測定するだけでなく、施設内のデジタルサイネージの画面や客室テレビに表示したり、観光客のスマートフォンに向けて発信するなど、観光客が混雑状況を確認できるシステムの整備であることが必要です。ただ単に混雑状況を測定するだけでは、補助の対象とはなりません。

(2) 災害時対応整備事業

ア スマートフォン等携帯電話の充電スポットの整備

(ア) 災害の発生時には、無料の充電サービスを提供するとともに、充電サービスが利用可能である旨、多言語（英語及び中国語は必須）で掲示してください。

- (イ) 蓄電池システムや発電機等の非常用電源装置と充電機器の両方を整備する必要があります。したがって、非常用電源装置と充電機器のどちらか一方のみの申請は、もう一方が既に整備されている場合のみに限ります。
- (ウ) 同時に10台以上充電できる環境の整備を補助対象とします。
- (エ) 電源の利用は、充電スポットの提供に必要な範囲に限ります。
- (オ) ドラムコードリールや充電スポットの専用設置台も補助対象となります。(要綱の別表2に定める「非常用電源装置及び充電機器の整備に附随する機器」に該当)

イ 公衆無線LANの整備

回線にアクセスが集中して繋がりにくくなる災害時でも通信が可能となるよう、通信速度が高速である無線LANを整備する観点から、通信規格が「IEEE802.11ax」である無線LANを補助対象とします。

(3) 外国語表記整備事業

整備するものは、外国人観光客を含めた観光客が無料で利用可能なものでなければなりません。入場料等以外に料金の支払がなければ、入場料等を払って入場する区域内の整備については補助対象です。

(4) トイレ整備事業

トイレは、外国人観光客を含めた観光客が無料で利用可能なものでなければなりません。無料で利用することが可能であることをピクトグラムや英語等で表記するなど、容易に理解できるよう何らかの表示をしてください。

(5) 自動翻訳機整備事業

自動翻訳機整備事業については他の補助メニューとは異なり、申請者が、商店街協同組合、旅館協同組合やタクシー協会などのように事業者の集合体の場合は、自動翻訳機を整備する構成員数に10万円を乗じた額が上限額となります。ただし、この場合の1申請者当たりの補助額の上限額は200万円となります。

※別添のQ&Aも参考にしてください。

12 Q & A、交付要綱等の掲出先

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/ukeirekannkyouseibihijo2021.html>

13 その他

補助事業が採択された場合、その補助事業の内容を県議会等で公表する可能性があることを御承知おきください。

14 問合せ先

観光課調整グループ 平野、加藤（受入環境整備補助金担当）

電話 045-210-5765（直通）